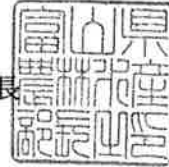


農 経 第 506 号
平成 28 年 11 月 7 日

富山県行政書士会長 殿

富山県農林水産部長



農地転用許可申請書に係る添付書類の取扱方針について

日頃から、本県の農林水産行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、農林水産省から法定書類（農地法施行規則第 30 条第 4 号及び第 57 条の 2 第 2 項第 1 号）である「資力を証する書面」について、転用目的や転用事業に要する費用の多寡を問わず農地転用申請書に添付を求めるよう指導があったことから、平成 10 年 2 月 25 日付け農経第 308 号富山県農林水産部長通知「農地転用許可申請書に係る添付書類の取扱方針について」を別添のとおり改正することとしたので、適切な事務処理についてご配慮願います。

なお、この取扱は平成 29 年 1 月 1 日から施行するものとします。

また、この取り扱いについて、貴下会員への周知についても併せてお願いします。

記

<改正点>

「資力を証する書面」（資金証明書）については、これまで転用に係る事業費が 2,000 万円未満の場合、又は自己用住宅の場合は添付不要との取扱いをしてきたが、今後は金額の多寡、事業の種類を問わず、全ての申請に添付するものとした。

事務担当
農業経営課農地利用係 076-444-3269

農地転用許可申請書に係る添付書類の取扱方針

1 添付書類

添付書類の名称	区分	備 考
土地の登記事項証明書	◎	全部事項証明書に限る
地番表示図面（公図）	◎	1/600 程度のもので、入口道路、法定外公共物（里道、水路）、隣地及び周囲の地目・所有者・耕作者の把握できるもの
位置・付近の状況を表示する図面	◎	農地の集団性、駅、役場等からの距離、住宅等の密度、道路、河川等及び付近の農地の状況が把握できるもの
建物等配置図	◎	1/2,000～1/500 程度のもので、転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面
用排水図	◎	敷地内の水管・下水管の位置（井戸や浄化槽の位置を含む。）と雨水排水の排水経路について位置を明らかにした図面
土地改良区の意見書	◎	意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由を記載した書面
事業計画書	◎	事業内容（計画面積、用排水計画、被害防除、離農措置、工期等）、転用の必要性、面積の妥当性等について詳細に説明した書面（農振除外手続を経ており、かつ、計画内容に変更がない場合は、当該申請に用いた事業計画の概要書の添付をもって代えることができる。）
隣接農地の耕作者の意見書	○	同意が得られない場合は、「農地転用許可申請書に添付する隣接農地耕作者の意見書の取扱について」（平成11年4月12日付け農経第519号農林水産部長通知）に基づく経緯書
資金証明書	◎	金融機関の残高証明書、融資可能証明書、補助事業の事業認可の見込など、資金の裏付けを証する書面
仮登記権の抹消若しくは承諾書	○	仮登記を抹消する予定であればその状況を説明した書面。抹消予定がない場合は仮登記権者の承諾書
定款（寄附行為）	◎	転用事業者が法人の場合
法人の登記事項証明書	◎	転用事業者が法人の場合
戸籍附票	○	土地登記事項証明書記載に係る所有者等の住所が申請書記載の住所と異なる場合のみ
小作者等の同意書	○	地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者の同意書又は解約書の写し
土地所有者の同意書	○	所有権以外の権原に基づいて申請する場合のみ
関係法令の許可書・申請書・資格証明書等の写し	○	都市計画法、砂利採取法、墓地埋葬法、森林法、国有財産法（赤線・青線の用途廃止関係申請）等、関係法令の許可書・申請書等の写し（関係部局の受付印のあるもの）及び転用事業を行うのに必要な資格等を証する書面
取水・排水関係同意書	○	取水・排水について関係者等の同意を必要とする場合のみ
水利権者、漁業権者等の同意書	○	同意を得る必要のある場合のみ
農地復元計画書	○	一時転用の場合のみ
農地復元保証書	○	砂利採取に係る一時転用の場合のみ
市町村長の同意書	○	農振農用地区域内における一時転用の場合のみ
抵当権の抹消若しくは承諾書	○	抵当権を抹消する予定であればその状況を説明した書面。抹消予定がない場合は抵当権者の承諾書
地役権者の同意書	○	資材置場、駐車場等構築物を建設しない場合等地役権の内容に影響を与えないことが明らかな場合は、その旨を証する書面（記名・押印したもの）を添付すれば、地役権者の同意書の添付不要
代替性がないことが確認できる資料	○	甲種、第1種又は第2種農地において代替性の確認が必要な場合は、代替性がないことが確認できる資料（他の土地について検討した資料）等
議事録	△	設立後1年を経過していない法人で、転用に係る事業費が2,000万円以上の場合のみ
住民票	△	申請当事者の申請適格等について特に審査をする必要がある場合
その他	△	上記以外で、農地転用許可基準の要件を審査するうえで必要な書類

凡例

◎→申請書に添付すべき書類

○→特定の案件又は特定のケースにおいて原則として申請書に添付すべき書類

△→案件によっては、審査の必要上提出を求められることがある書類

2 取扱方針の運用にあたっての留意事項

農地転用許可申請にあたって必要な添付書類は上表のとおりである。その運用にあたっては、申請時に「◎」又は「○」の付された書類が添付されていない場合においても申請者に理由書を提出させ、その理由が相当であり、かつ、農業委員会における審査に支障がないと認められる場合は、提出期日を指定したうえで受け付けるという取扱いを行うなど、弾力的な運用を行うよう留意すること。

なお、弾力的な運用を行った場合において添付書類が追完されない場合は、当該申請が書類不備等により不許可又は却下処分となる場合があることを事前に申請者に説明すること。

3 農振除外の願出書と農地転用許可申請書の添付書類の共通化

(1) 農振除外の願出の際に添付した書類のうちで、農地転用許可申請と共通するものがあれば、願出を受けた市町村は、農振除外の公告縦覧の日までに該当農業委員会に、当該添付書類を送付すること。

なお、共通する書類とは、公図、土地利用計画図、事業計画書、隣接耕作者の意見書、代替可能性を検討した書面とする。ただし、添付書類の日付が、許可申請の日の1年以内かつ農振除外の届出時と変更がない場合に限る。

(2) 農業委員会は、その書類を受けた後、当該事案に係る農地の転用許可申請が行われた場合には、当該許可申請に係る書類を併せて、県知事に送付すること。

新旧対照表

新（平成 28 年 11 月 7 日付け農経第 506 号）			旧（平成 10 年 2 月 25 日付け農経第 308 号）			備考
農地転用許可申請書に係る添付書類の取扱方針			農地転用許可申請書に係る添付書類の取扱方針			
1 添付書類			1 添付書類			
添付書類の名称	区分	備 考	添付書類の名称	区分	備 考	
土地の登記事項証明書	◎	全部事項証明書に限る	土地の登記事項証明書	◎	全部事項証明書に限る	・登記事項証明書の種類の明確化 【農地法関係事務処理領の制定についてH21, 12, 11 農水省経営局、農村振興局長通知 第4の1の(1)のイの(イ)、第4の1の(2)のイ】 (既に運用中) ・用語訂正 ・資力を証する書面 事業費にかかわらず法定必須【農地法施行規則第30条第4号及び第57条の2第2項第1号】 (今回、国からは是正の依頼があったもの) ・用語訂正
地番表示図面（公図）	◎	1/600 程度のもので、入口道路、法定外公共物（里道、水路）、隣地及び周囲の地目・所有者・耕作者の把握できるもの 農地の集団性、駅、役場等からの距離、住宅等の密度、道路、河川等及び付近の農地の状況が把握できるもの	地番表示図面（公図）	◎	1/600 程度のもので、入口道路、赤線、青線、隣地及び周囲の地目・所有者・耕作者の把握できるもの	
位置・付近の状況を表示する図面	◎	農地の集団性、駅、役場等からの距離、住宅等の密度、道路、河川等及び付近の農地の状況が把握できるもの	位置・付近の状況を表示する図面	◎	農地の集団性、駅、役場等からの距離、住宅等の密度、道路、河川等及び付近の農地の状況が把握できるもの	
建物等配置図	◎	1/2,000～1/500 程度のもので、転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面	建物等配置図	◎	1/2,000～1/500 程度のもので、転用候補地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面	
用排水図	◎	敷地内の水管・下水管の位置（井戸や浄化槽の位置を含む。）と雨水排水の排水経路について位置を明らかにした図面	用排水図	◎	敷地内の水管・下水管の位置（井戸や浄化槽の位置を含む）と雨水排水の排水経路について位置を明らかにした図面	
土地改良区の意見書	◎	意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由を記載した書面	土地改良区の意見書	◎	意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合は、その事由を記載した書面	
事業計画書	◎	事業内容（計画面積、用排水計画、被害防除、離農措置、工期等）、転用の必要性、面積の妥当性等について詳細に説明した書面（農振除外手続を経ており、かつ、計画内容に変更がない場合は、当該申請に用いた事業計画の概要書の添付をもって代えることができる。）	事業計画書	◎	事業内容（計画面積、用排水計画、被害防除、離農措置、工期等）、転用の必要性、面積の妥当性等について詳細に説明した書面（農振除外手続を経ており、かつ、計画内容に変更がない場合は、当該申請に用いた事業計画の概要書の添付をもって代えることができる）	
隣接農地の耕作者の意見書	○	同意が得られない場合は、「農地転用許可申請書に添付する隣接農地耕作者の意見書の取扱について」（平成11年4月12日付け農経第519号農林水産部長通知）に基づく経緯書	隣接農地の耕作者の意見書	○	同意が得られない場合は、「農地転用許可申請書に添付する隣接農地耕作者の意見書の取扱について」（平成11年4月12日付け農経第519号農林水産部長通知）に基づく経緯書	
資金証明書	◎	金融機関の残高証明書、融資可能証明書、補助事業の事業認可の見込など、資金の裏付けを証する書面	資金証明書	◎	金融機関の残高証明書、融資可能証明書、補助事業の事業認可の見込等、資金の裏付けを証する書面。なお、転用に係る事業費が2,000万円未満の場合、又は自己用住宅（農家住宅を含む）の場合は添付不要	
仮登記権の抹消若しくは承諾書	○	仮登記を抹消する予定であればその状況を説明した書面。抹消予定がない場合は仮登記権者の承諾書	仮登記権の抹消若しくは承諾書	○	仮登記を抹消する予定であればその状況を説明した書面。抹消予定がない場合は仮登記権者の承諾書	
定款（寄附行為）	◎	転用事業者が法人の場合	定款（寄附行為）	◎	転用事業者が法人の場合	
法人の登記事項証明書	◎	転用事業者が法人の場合	法人の登記事項証明書	◎	転用事業者が法人の場合	
戸籍附票	○	土地登記事項証明書記載に係る所有者等の住所が申請書記載の住所と異なる場合のみ	戸籍附票	○	土地登記事項証明書記載に係る所有者等の住所が申請書記載の住所と異なる場合のみ	
小作者等の同意書	○	地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者の同意書又は解約書の写し	小作者等の同意書	○	地上権、永小作権、質権、賃借権に基づく耕作者の同意書又は解約書の写し	
土地所有者の同意書	○	所有権以外の権原に基づいて申請する場合のみ	土地所有者の同意書	○	所有権以外の権原に基づいて申請する場合のみ	
関係法令の許可書・申請書・資格証明書等の写し	○	都市計画法、砂利採取法、墓地埋葬法、森林法、国有財産法（法定外公共物（里道、水路）の用途廃止関係申請）等、関係法令の許可書・申請書等の写し（関係部局の受付印のあるもの）及び転用事業を行うのに必要な資格等を証する書面	関係法令の許可書・申請書・資格証明書等の写し	○	都市計画法、砂利採取法、墓地埋葬法、森林法、国有財産法（赤線・青線の用途廃止関係申請）等、関係法令の許可書・申請書等の写し（関係部局の受付印のあるもの）及び転用事業を行うのに必要な資格等を証する書面	
取水・排水関係同意書	○	取水・排水について関係者等の同意を必要とする場合のみ	取水・排水関係同意書	○	取水・排水について関係者等の同意を必要とする場合のみ	
水利権者、漁業権者等の同意書	○	同意を得る必要のある場合のみ	水利権者、漁業権者等の同意書	○	同意を得る必要のある場合のみ	

農地復元計画書	○	一時転用の場合のみ
農地復元保証書	○	砂利採取に係る一時転用の場合のみ
市町村長の同意書	○	農振農用区域内における一時転用の場合のみ
抵当権の抹消若しくは承諾書	○	抵当権を抹消する予定であればその状況を説明した書面。抹消予定がない場合は抵当権者の承諾書
地役権者の同意書	○	資材置場、駐車場等構築物を建設しない場合等地役権の内容に影響を与えないことが明らかな場合は、その旨を証する書面（記名・押印したもの）を添付すれば、地役権者の同意書の添付不要
代替性がないことが確認できる資料	○	甲種、第1種又は第2種農地において代替性の確認が必要な場合は、代替性がないことが確認できる資料(他の土地について検討した資料)等
議事録	△	設立後1年を経過していない法人で、転用に係る事業費が2,000万円以上の場合のみ
住民票	△	申請当事者の申請適格等について特に審査をする必要がある場合
その他	△	上記以外で、農地転用許可基準の要件を審査するうえで必要な書類

農地復元計画書	○	一時転用の場合のみ
農地復元保証書	○	砂利採取に係る一時転用の場合のみ
市町村長の同意書	○	農振農用区域内における一時転用の場合のみ
抵当権の抹消若しくは承諾書	○	抵当権を抹消する予定であればその状況を説明した書面。抹消予定がない場合は抵当権者の承諾書
地役権者の同意書	○	資材置場、駐車場等構築物を建設しない場合等地役権の内容に影響を与えないことが明らかな場合は、その旨を証する書面（記名・押印したもの）を添付すれば、添付不要
代替性がないことが確認できる資料	○	甲種、第1種、第2種農地において代替性の確認が必要な場合、代替性がないことが確認できる資料(他の土地について検討した資料)等
議事録	△	設立後1年を経過していない法人で、転用に係る事業費が2,000万円以上の場合のみ
住民票	△	申請当事者の申請適格等について特に審査をする必要がある場合
その他	△	上記以外で、農地転用許可基準の要件を審査するうえで必要な書類

凡例

◎→申請書に添付すべき書類

○→特定の案件又は特定のケースにおいて原則として申請書に添付すべき書類

△→案件によっては、審査の必要上提出を求めることがある書類

2 取扱方針の運用にあたっての留意事項

農地転用許可申請にあたって必要な添付書類は上表のとおりである。その運用にあたっては、申請時に「◎」又は「○」の付された書類が添付されていない場合においても申請者に理由書を提出させ、その理由が相当であり、かつ、農業委員会における審査に支障がないと認められる場合は、提出期日を指定したうえで受け付けるという取扱いを行うなど、弾力的な運用を行うよう留意すること。

なお、弾力的な運用を行った場合において添付書類が追完されない場合は、当該申請が書類不備等により不許可又は却下処分となる場合があることを事前に申請者に説明すること。

3 農振除外の願出書と農地転用許可申請書の添付書類の共通化

(1) 農振除外の願出の際に添付した書類のうちで、農地転用許可申請と共通するものがある場合は、願出を受けた市町村は、農振除外の公告縦覧の日までに当該農業委員会に、当該添付書類を送付すること。

なお、共通する書類とは、公図、土地利用計画図、事業計画書、隣接耕作者の意見書、代替可能性を検討した書面とする。ただし、添付書類の日付が、許可申請の日の1年以内かつ農振除外の届出時と変更がない場合に限る。

(2) 農業委員会は、その書類を受けた後、当該事案に係る農地の転用許可申請が行われた場合には、当該許可申請に係る書類を併せて、県知事に送付すること。

2 取扱方針の運用にあたっての留意事項

農地転用許可申請にあたって必要な添付書類は上表のとおりである。その運用にあたっては、申請時に「◎」又は「○」の付された書類が添付されていない場合においても申請者に理由書を提出させ、その理由が相当であり、かつ、農業委員会における審査に支障がないと認められる場合は、提出期日を指定したうえで受け付けるという取扱いを行うなど、弾力的な運用を行うよう留意すること。

なお、弾力的な運用を行った場合において添付書類が追完されない場合は、当該申請が書類不備等により不許可又は却下処分となる可能性のあることを申請者に説明すること。

3 農振除外の願出書と農地転用許可申請書の添付書類の共通化

(1) 農振除外の願出の際に添付した書類のうちで、農地転用許可申請と共通するものがある場合は、願出を受けた市町村は、転用許可権者が県知事の場合は農振除外の公告縦覧の日までに当該農業委員会に、農林水産大臣の場合は農振除外の同意日までに県農業経営課に、当該添付書類を送付すること。

(2) 農業委員会は、その書類を受けた後、当該事案に係る農地の転用許可申請が行われた場合には、当該許可申請に係る書類を併せて、県知事に送付すること。

(3) ただし、添付書類の日付が、許可申請の日の1年以前である場合には、この限りでない。

・ 字句の追加

・ 用語訂正

・ H28.4.1に改正農地法が施行され、面積にかかわらず県知事許可となったもの【農地法第4条第1項、第5条第1項】

<参考>

4ha超は大臣協議（農政局）が必要（既に運用中）

【農地法附則】

・ 共通化できる文書の明確化
・ 条項整理